

別添 2

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準改正表

昭和 50 年 11 月 26 日薬発第 1090 号薬務局長通知別添 1「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準」中廃棄方法の欄の用語を次表のとおり改正する。

番号	品 目	改正箇所及び従前の用語	改正後の用語
4	弗化水素及びこれを含有する製剤	(1) 中和沈殿法	の「希釈して流す。」
7	アンモニア及びこれを含有する製剤	(1) 中和法	
8	塩化水素及びこれを含有する製剤	(1) “	
9	塩素	(1) アルカリ処理法	
“	“	(2) 還元法	
10	過酸化水素及びこれを含有する製剤	(1) 希釈法	「希釈して処理する。」
11	クロルスルホン酸	(1) 中和法の「中和して流す。」	
13	硅弗化水素酸	(1) 中和沈殿法	
15	臭素	(1) アルカリ処理法	
“	“	(2) 還元法	
16	硝酸及びこれを含有する製剤	(1) 中和法	の「希釈して流す。」
17	水酸化カリウム及びこれを含有する製剤	(1) “	
18	水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤	(1) “	
20	発煙硫酸	(1) “	
21	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤	(1) 薬剤処理法	
22	硫酸及びこれを含有する製剤	(1) 中和法	「希釈して処理する。」